

平成30年10月18日

第218回都市計画審議会

大泉学園町六丁目公園の都市計画原案について

1 概要

大泉学園町六丁目において、遊び場として開放されてきた、学園ひろば約 0.39ha の区域を、レクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 4 のとおり

3 今後の予定

平成30年10月18日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
11月1日 ～22日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
11月9日	都市計画原案の説明会
12月11日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
平成31年1月	東京都知事協議手続
2月 ～（2週間）	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
3月	練馬区都市計画審議会へ付議
4月	都市計画決定・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4
(3) 位置図	P 5
(4) 計画図	P 6
(5) 現状写真	P 7

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第2・2・148号 大泉学園町六丁目公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある大泉学園町六丁目を含む第5地域は、生産緑地や樹林地など私有地のみどりは多くあるものの、地域全体の緑被率は減少していることから、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など私有地のみどりの保全と創出を課題としている。

練馬区みどりの基本計画（平成21年1月）では、子どもから青少年、高齢者までが身近に憩える公園として、不足している区域から優先的に、日常生活圏における街区公園の整備をすすめることとしている。

こうしたことから、街区公園の不足している当該地域において、平成25年より遊び場として地域に開放されている「学園ひろば」約0.39ヘクタールの区域をレクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園に練馬第2・2・148号大泉学園町六丁目公園をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・148号	大泉学園町六丁目公園	練馬区大泉学園町六丁目地内	約0.39ha	園路、広場等

「区域は計画図表示のとおり」

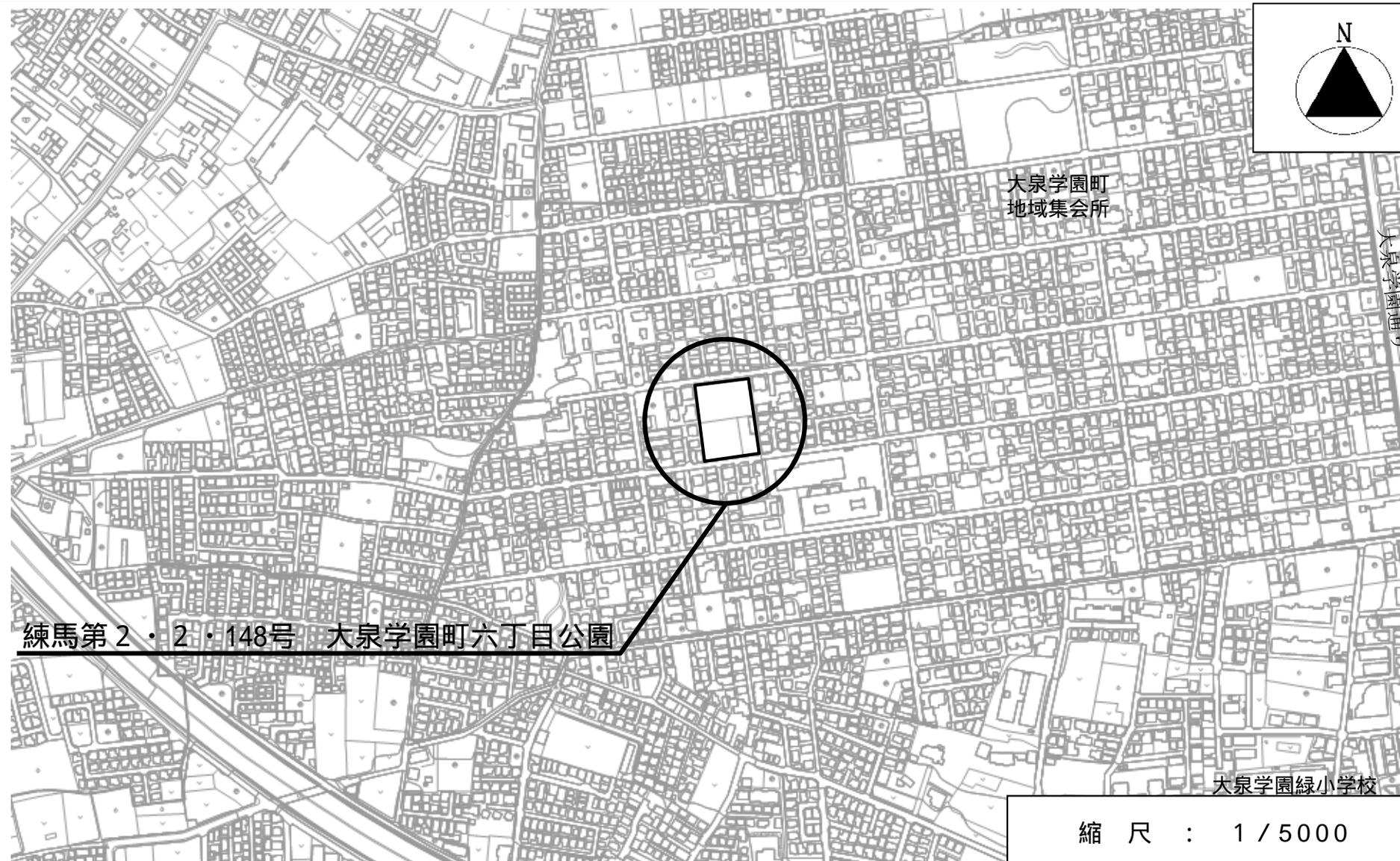
4

理由

公園の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

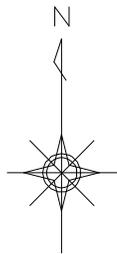
新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・148号	大泉学園町六丁目公園	練馬区大泉学園町六丁目地内	約0.39ha	追加



東京都市計画公園計画図(原案)

練馬第二・二・百四十八号 大泉学園町六丁目公園



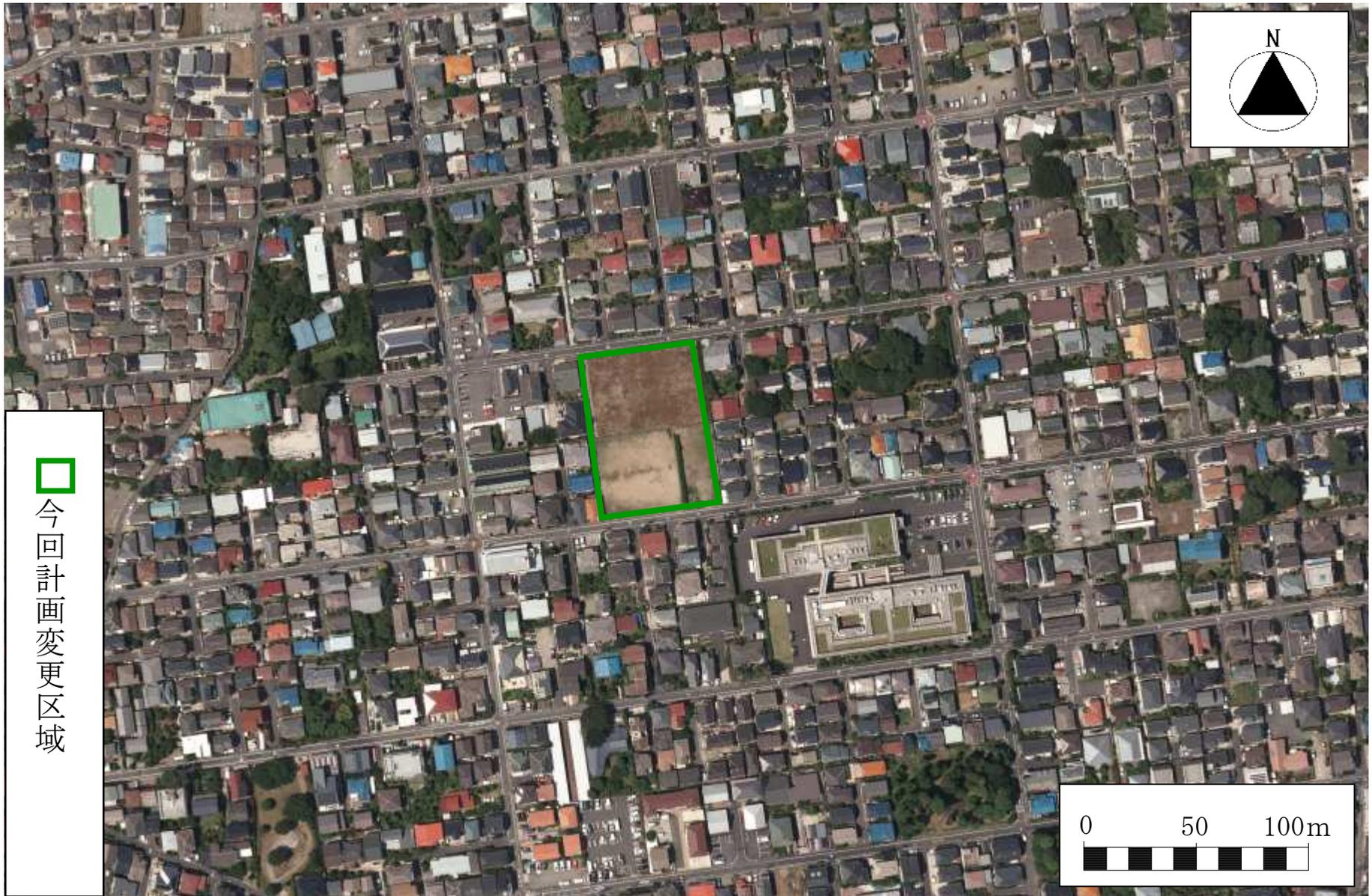
縮尺二千五百分之一



今回計画変更区域

「この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第113号・30都市基交測第50号」
「(承認番号)30都市基街都第151号、平成30年8月30日」

東京都市計画公園 練馬第2・2・148号 大泉学園町六丁目公園 現状写真



□ 今回計画変更区域